

向日市商工会情報

平成31年新春年賀交歓会

1月7日(月)午後5時からJR長岡京駅前のバンビオ1番館で、乙訓2市1町商工会合同の新春年賀交歓会を開催しました。

多数のご来賓、2市1町商工会の役員及び会員約220名が一同に会し、活気ある年始の交歓の場となりました。



第3回理事会開催報告

1月16日(水)午後5時30分から、商工観光振興センターで理事会を開催しました。

<審議事項>

- ◆前回理事会議事録の確認に関する件
- ◆商工会服務規程の一部改正に関する件
- ◆「桜まつり」開催日程等に関する件
- ◆新規会員の加入承認に関する件

<報告事項>

- ◆平成31年乙訓2市1町商工会合同新春年賀交歓会に関する件
- ◆たけうま全国大会の開催に関する件
- ◆その他

桜まつり「幟」募集

事業所名入りの幟(のぼり)の新規募集を行います。

幟は、「桜まつり」開催前日より向日神社境内に立てます。作成いただいた幟は、桜まつり終了後、当会にて保管させていただき、次年度以降立てさせていただきます。同封の案内でお申し込み下さい。

☆幟の作成料 1流 3,500円(1企業2流迄)
なお、開催日は、4月6日(土)・7日(日)です。

優良従業員表彰

表彰式は、平成31年度総代会後の「会員の集い」時に実施いたします。

受賞者の方は、表彰後も会員の集いにご参加頂き、お食事を取りながらお祝いの喜びを分かち合い、他の会員様との交流も深めて頂けます。

会員企業様の従業員で、下記の表彰基準を満たす方がおられましたらご推薦頂きますようお願いいたします。

総務委員会において審査・選考の上、各団体に推薦します。結果は各団体で受賞決定がされ次第、申請された会員企業様にお知らせします。

なお、勤続年数が25年以上あっても、初めての推薦の方は商工会長表彰からの対象になります。

1. 表彰基準

京都府知事表彰	勤続	25年以上
向日市長表彰	勤続	20年以上
京都府商工会連合会長表彰	勤続	15年以上
向日市商工会長表彰	勤続	10年以上

2. 推薦書提出方法

同封の推薦書に記入して、提出して下さい。

3. 提出先：向日市商工会事務局

4. 提出期限：2月20日（水）

新規会員のご紹介

事業所名：株式会社Z i z o u

代表者名：永田 雅崇

住 所：鶏冠井町荒内25-3

業 種：不動産業

所属部会：サービス

事業所名：株式会社ジンドゥー

代表者名：貝原 直樹

住 所：寺戸町西田中瀬8-15

業 種：ハウスクリーニング業

所属部会：サービス

事務局職員人事異動のお知らせ

新任

高本 尚浩 経営支援員（担当：建設業部会・女性部）



これからも会員の皆さまと共に、向日市の発展に寄与していく所存です。

どうぞよろしく願いいたします。

商業部会視察研修のご案内

商業部会主催の視察研修を開催します。

日 時 3月16日（土）

午前8時出発（向日町競輪場）

場 所 魚の棚商店街（兵庫県明石市）

菊正宗酒造記念館（兵庫県神戸市）

参加費 1,000円（当日徴収）

募集人員 20名（定員に達し次第締め切り）

備 考 詳細は同封の案内をご覧ください。

商業部会が経営セミナーを開催しました

商業部会で、昨年11月27日（火）に「『30日で15万円』まずは売上を上げてみる すぐにできる！成果を出すための即効販促術」と題し、セミナーを開催しました。

（有）繁盛店研究所 代表取締役 中小企業診断士 ハワードジョイマン 氏を講師にお迎えしたこのセミナーでは、お客様の行動からのアプローチ法や売上を得る販促についての講演を聴講しました。



確定申告についてのお知らせ

右京税務署の申告書作成会場は、「京都府中小企業会館」です。

申告書等を作成する方は、8階で「受付」をしてください。ご自宅等で作成済みの申告書等は、2階「提出コーナー」にご提出ください。

税務署内には、申告書作成会場は開設していません。どうぞご注意ください。

開設時間	相談受付時間	ご案内
2月12日（火） ～ 2月15日（金）	午前9時30分 ～ 午後3時	税理士による所得税・個人事業者の消費税の相談会場となります。
2月18日（月） ～ 3月15日（金）	午前9時 ～ 午後4時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

※土・日は開設していません。

※会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。

ご不明な点等はお電話でお問い合わせください。

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問い合わせ】マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

軽減税率対策補助金の延長について

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に、軽減税率実施への対応を円滑に進めていただくため「軽減税率対策補助金（POSレジ補助金）」の申請受付が行われてきましたが、今後は消費税軽減税率制度に対応するため、補助事業の完了期限が

「平成31年9月30日までに事業完了」に変更されています。

詳しくは下記URLにてご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171122zeiritu.htm>

「商工会の休業補償制度」のご案内

「全国商工会経営者休業補償制度（所得補償保険）」の6つのポイント!

Point 1 病気やケガで働けない間、月々の所得を補償します。最長1年間補償（免責期間（保険金をお支払いしない期間）7日間）

Point 2 入院はもちろん自宅療養もカバー。

●治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

※医師の指示による自宅療養をさします。

※家事従事者の方は入院時のみの補償となります。

Point 3 家事従事者の方もご加入いただけます。

●入院期間を就業不能期間とみなし、保険金をお支払いします。（入院期間のみ補償の対象となり、自宅療養期間等は対象となりません。）

●10口以上17口以内のお引き受けとなります。（1口＝補償月額1万円）

Point 4 東日本大震災のような災害事故でも天災補償も安心!

●天災が原因のケガによる就業不能も補償。

※地震、噴火または津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた

事故によって被ったケガをいいます。

Point 5 医師の診査も不要で手続き簡単。

※ご加入にあたっては、所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

Point 6 団体割引で保険料もお手頃です。

■保険料など詳細な制度内容については、商工会までお問い合わせください。

平成30年度京都府多様な働き方推進チャレンジ事業費補助金

京都府では、仕事と家庭の両立に向け、短時間正社員など、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりを進めるとともに、人手不足が顕著な府内中小企業等の人材確保・定着の促進を目的に、多様な働き方を推進する取組にチャレンジする場合に、その費用の一部を助成します。

【補助対象者】

交付申請時点で、多様な働き方を推進する取組の計画を持つ京都府内に事業所を有する中小企業等で、かつ、京都ジョブパークの企業支援を受けているもの※で以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないものに限る。）

※現在、支援を受けていなくても、まずジョブパークに相談し、支援を受けることで対象となります。

ア 区分に応じて1.または2.を満たすもの

区分	1. 資本金の額又は出資の総額	2. 従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証及び上位認証を受けているもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもの
ただし、上記イ及びウに該当するもののうち、会社法上の会社（株式会社、有限会社、合資

会社、合同会社)である場合は、上記アを満たしていること。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、特に知事が認めるもの

【補助対象事業】

多様な働き手の人材確保・定着を促進するため、仕事と育児・介護等の両立支援等に向けた、自社のノウハウの蓄積や施設整備に資する事業。

〈事業例〉

- 仕事と育児・介護等の両立支援等に向けたコンサルタントの導入
- ワークシェアリングに向けた業務細分化、作業工程の見える化を支援するITやIOTなどの設備導入
- 企業内保育施設、子連れ出勤等の保育環境の整備
- 多様な働き手確保・定着に向けた各種セミナーへの参加
- 多様な働き手確保・定着に向けた民間企業が実施する企業説明会への出展、人材紹介の活用、求人媒体への掲載
- 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施

【補助対象期間】

交付決定～平成31年3月20日(水)

【補助対象経費】

講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、教育研修費、採用教育費、広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、役員費及び委託料、備品購入費、ハード整備等に係る経費、その他知事が必要と認める経費。

注※従業員の賃金及び財産形成につながる経費、そのほか公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる内容を除く。

【対象外経費】

人件費、借入れに伴う利息、公租公課(消費税等)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用。

【補助額】

補助対象経費の2分の1以内(上限:20万円)

※ただし、同一業種の複数事業者が共同で事業実施する場合は2分の1以内(上限:100万円)

【申請受付】

平成31年2月28日(木)まで

お申込み状況によって、予告なく受付終了となることがございます。お早めにお申し込み下さい。

【お問い合わせ・申請先、受付時間】

京都府商工労働観光部労働・雇用政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話番号:414-5090

受付時間:月曜～金曜(祝日・年末年始除く)

9～12時、13時～17時

以下のURLから申請書類をダウンロードし、添付書類を添えて、上記まで持参又は郵送(書留又は特定記録郵便に限ります。)にて御提出ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html>

※補助対象者、事業内容、要件に合うか等ご不明な場合は、事前に御相談ください。

2月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
2月5日、19日(火) 午後1時～午後4時30分 (最終受付:午後4時迄)	税務相談	商工観光 振興センター	税理士が税務に関する相談に応じます 担当:清水 仁 税理士 相談無料・秘密厳守
2月6日(水) 午後6時～午後7時30分	工業部会主催 セミナー	商工観光 振興センター	業績向上セミナー 小が大に勝つ!ランチェスター戦略 講師:福永 雅文 氏
2月8日(金)・15日(金) 午前10時～午後4時 (受付:午前9時45分～)	創業セミナー	長岡京市産業 文化会館	自分らしく働きたいあなたへ 女性のための創業セミナー 講師:中小企業診断士 賀長 哲也 氏
2月21日(木) 午後1時～午後4時 (最終受付:午後3時30分迄)	不動産相談	商工観光 振興センター	宅地建物取引士が不動産に関する相談に応じます。 担当:(公社)京都府宅地建物取引業協会 第五支部会員
2月22日(金) 午後1時～午後3時30分	就職フェア	長岡京市中央 生涯学習センター	もとむ!求人企業 第3回「乙訓地域で働きたい方のための就職フェア」